

大糸線活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、大糸線活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 JR大糸線（糸魚川駅～信濃大町駅）の活性化を図るため、関係自治体と鉄道事業者が相互に連携することによって、利用促進に関する取組活動を推進し、沿線地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大糸線の沿線住民の利用促進に関する事業
- (2) 大糸線の観光利用の強化に関する事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する県、市町村、鉄道事業者及び関係団体をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。また、補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(会議)

第8条 会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第9条 協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 事業計画の決定及び変更に関する事。

(2) 収支予算及び決算に関する事。

(3) 役員選任に関する事。

(4) その他会長が必要と認める事項に関する事。

3 総会は、通常総会と臨時総会とする。

4 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 会長が必要と認めたとき。

5 会長は、軽易な事項又は急施を要する事項については、書面又は持ち回りの方法により全会員の賛否を求め、会員現在数の過半数の同意をもって総会の議決に代えることができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は会長が招集し、事務局長がその議長となる。

2 幹事会は、協議会を構成する団体の担当課長をもって組織する。

3 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項に関する事。

(2) 協議会の目的を達成するために実施する事業の企画、運営に関する事。

(3) その他会長が必要と認める事項に関する事。

4 幹事会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

(専決処分)

第 11 条 会長は、総会を招集する時間的猶予がないときは、前条第 3 項の各号に掲げる事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(オブザーバー)

第 12 条 協議会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、協議会の要請により会議に出席し、意見を述べるができるとともに、事業の活動に協力することができる。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局は、糸魚川市地域協働課内に置く。

(会計)

第 14 条 協議会の経費は負担金、補助金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 負担金の額は、総会において決定する。
- 3 予算の管理は、事務局が行い、監事の監査を受けるものとする。
- 4 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 4 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、令和 8 年 5 月 20 日に改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。